

■ 「資料2 令和3年度豊島区子ども家庭支援センター事業報告」について

(1) 全体的事項

○東西子ども家庭支援センターは20周年を迎えました。

20周年の節目を迎え、感染防止対策をとりつつ、周年記念行事を行いました。

＜東部子ども家庭支援センター＞

11月8日～19日に実施しました。1日3回の「おはなし会」は大盛況でした。

＜西部子ども家庭支援センター＞

10月11日～24日に「縁日ごっこ」や「木育広場」を実施しました。

(2) 東部子ども家庭支援センター……………

①ひろば事業

⇒利用時間の制限を解除すると同時に来館者数、新規利用登録者数が増加しました。

感染症対策を継続しつつ運営しています。

②一時保育

⇒感染症対策のため利用定員を7名に減らし実施しています。常に定員に達している状況から需要の多さが伺えます。

③子育て訪問

⇒コロナ禍において訪問相談を希望する方が多い一方、対面を避け電話対応を求められる方も多いです。

④巡回発達相談事業

⇒巡回を希望する施設数、対象児童数とも増加しています。職員への助言だけでなく、保護者面談の需要も多くなっています。

⑤育児支援ヘルパー事業

⇒育児支援ヘルパーの利用者が増加しています。理由は、事業の認知の広がりおよび利用者からの口伝えによるものであると考えられます。

(3) 西部子ども家庭支援センター……………

①ひろば事業

⇒コロナ禍での2年、広場利用は以前の3分の1程度になっています。低年齢のご利用が多く、幼稚園帰りの利用などが少ない傾向です。又今年度は1歳～2歳児を対象にした親子遊びを楽しむ「ぐるんぱタイム」をはじめました。

②一時保育

⇒東部センターと同様に、7名定員で実施。西部センターは発達支援事業を利用されてい

るかたのご利用も多く、職員は連携をとりつつ対応しています。

③子育て訪問

⇒バースデイ訪問等、引き続き電話での対応も続けています。相談内容としては保護者の怪我や体調不良時への不安・相談、育児支援ヘルパーの依頼、などが目立ちました。

④発達支援事業

⇒発達支援事業はできる限り通常の運営をしています。専門相談は時間を短縮し、消毒と換気を継続。専門相談の需要が多く、言語療法、作業療法については年度後半には3か月待ちとなり、次年度に向けて対応を検討しています。

(4) 子ども虐待防止ネットワーク事業（子どもの権利グループ）……………

①協議会会議

⇒要保護事業対策地域協議会の会議体は令和3年度はZOOM開催中心に実施しました。ZOOMがどうしても利用できない関係機関の皆様には対面方式にて実施。個人情報を取り扱う会議体は蜜をさけて対面実施または書面開催といたしました。

②協議体強化

⇒虐待対策ワーカーやコーディネーターの専門性をさらに高めるために、各研修に参加。今年度はZOOM開催が多く、複数研鑽を積むことができました。子どもの権利擁護委員の先生がこれまで男性2名体制であったが、女性1名が加わり、3名体制となりました。要保護児童対策協議会につきましては、関係機関の増加により、子どもを見守る目を地域に増やすことを継続しております。

③協議会の活動状況

⇒令和3年4月～12月末までの相談通告件数が1000件。令和2年度が995件であることから、通告の件数が右肩上がりと言える。普及啓発活動の効果により、児童虐待に対して敏感に感じて通報して下さることが増えたともいえる。通告元で、近隣は昨年度39件より増加。令和3年12月末で46件となっている。令和3年12月末現在の新規の取り扱い件数では心理的虐待が212件・身体的虐待が198件と多くなっており、面前DVの増加により心理的虐待が増加傾向にあります。

⇒11月に児童虐待防止街頭キャンペーンを東長崎駅・北池袋駅の2駅で実施しました。地域の方や関係機関の方々にご協力を戴きまして、84名の参加者にて1341個のダブルリボン及びグッズを配布いたしました。DV防止との協働により昨年度に引き続き実施いたしました。

⇒区民講演会・養育体験発表会とも本年度はZOOM開催となりました。チャットにより、沢山のご質問を戴きまして、ZOOM開催ならではの効果も感じられました。

⇒豊島区要支援児童見守り強化事業を委託にて実施いたしました。区内で見守り等を必要とする0-18歳以下の児童のいる家庭・特定妊婦の家庭を対象に令和3年7月～令和4年1月まで実施。コロナ渦において地域のつながりを感じられる事業となりました。

■ 「資料3 令和4年度 豊島区子ども家庭支援センター事業計画」について

(1) 子ども家庭支援センター……………

○引き続き感染予防対策として定員を減らしたり、内容を見直すなどしながら、事業・講座を実施していきます。

(2) 子ども虐待防止ネットワーク事業（子どもの権利グループ）……………

○区立児童相談所の開設を、令和5年2月に予定しています。専門機関である児童相談所と、地域の身近な相談機関である子ども家庭支援センターが両輪となり、児童虐待防止への取り組みを進めます。

○社会的な課題となっている、「ヤングケアラー」への支援に向け、ネットワーク研修など実施していきます。

○区制90周年事業の一環として、「としまオレンジフェスタ」を開催します。

ネットワーク機関とも連携し、「虐待防止区民大会」や、児童虐待防止街頭キャンペーンを拡大して実施するなど、児童虐待防止に向けた区の取り組みを広くPRしていきます。